

実施計画策定に当たっての考え方

平成17年6月13日
財政再建推進本部
行政改革推進本部

行財政システムの改革

1. 組織・機構の改革と市民協働の推進

(1) 組織・機構のスリム化・効率化

各部における業務についてその効率化に努め、部・課・係の統合の可能性や人員配置のあり方など徹底した見直しを行った上で、全庁的に調整し、具体化させること。

(2) 官民の役割分担の見直し

全ての事業や施設について、市が実施する必要性や事業効果などを検証し、民間移管の可能性や事業の休・廃止を含め検討すること。「第三セクター」については、初期の目的を達成したものについては、出資金の引き上げなどを含め検討すること。

2. 内部努力の徹底

(1) 人件費等の抑制

退職者不補充を基本とした上で、今後の退職者の動向を踏まえた定員管理計画を策定するとともに、職員給与、各種委員報酬など人件費全般にわたり徹底した見直しを行い総額の抑制を図ること。

(2) 事務事業の見直し

平成21年度までの事業費について提出されているが、この事業費に捕らわれることなくあらゆる事務事業について、改めて見直しを行うこと。また、事務事業の見直しを組織・機構のスリム化・効率化に反映させること。

(3) 経費の節減

従来の手法を漫然と踏襲することなく、不断に見直しを行うこと。特に、燃料、光熱水費などの省エネルギーの推進による経費の節減のほか、業務委託や工事請負契約、物品調達などについて、業務仕様や契約方法の見直しなどにより徹底した経費の節減を図ること。

(4) 新たな歳入の確保

既存の収入確保はもとより、新たな財源について幅広く検証し、具体的な歳入確保策を検討すること。

3．事業の厳選等

(1) 事業評価システムの確立

これまでの事業評価結果を参考に、効果的な評価システムの確立を図ること。

(2) 事業の選択・厳選

現在計画している事業についても、財政効果などを十分に検証し、厳選に努めること。

4．特別会計・企業会計の収支改善

一般会計に依存することなく、各会計において徹底した見直しにより収支の改善を図ること。なお、企業会計については、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、「集中改革プラン」を策定すること。

・公平で適正な負担のあり方

これまでの慣例に捕らわれることなく、適正な公費負担の観点から補助金や受益者負担、減免制度について見直しを行うこと。また、負担の公平性を確保するために収納率の向上を図り、収入の確保に努めること。

- 1．行政サービスの範囲と負担の見直し
- 2．収納率の向上
- 3．減免制度の見直し

・資産、ストックの有効活用

公共施設については、設置の必要性やその運営方法について財政状況や社会情勢の変化も踏まえて様々な角度から検討すること。また、そのほかの資産についても、その活用方策を検討し、利用予定のない資産については、売却など検討すること。

- 1．公共施設の統廃合や有効活用
- 2．遊休等資産の有効活用
- 3．基金の活用

・国、道など関係機関への要請

- 1．地方税財政の安定化のための要請
全国市長会など関係機関を通じ地方税財政の安定化を要請すること。
- 2．地方の自主・自立を促す制度改正の要請
現行の法定事務等であっても、本来あるべき姿について問題意識を持ち、他市町村とも連携し、必要があれば制度改正など要請すること。
- 3．一部事務組合等の負担軽減の要請
あらゆる機会を通じて、財政負担の軽減を要請すること。

・その他（行政改革独自項目関係）

- 1．人材の育成と多様な人材の確保
人材の育成・確保についての取組み内容を検証し、見直しを行うこと。
- 2．公正の確保と透明性の向上
公正の確保と透明性の向上を図るため、事務や業務のチェック機能の充実や市民への情報提供について検討を行うこと。
- 3．行政サービスの向上
市民の立場に立った行政サービスの向上の観点から業務内容の見直しを行うこと。